

地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除について (H21. 12. 24 施行)

【 目 的 】

固定資産税の課税免除の措置を講じることで、企業の立地意欲を誘発し、産業の集積と活性化により、丹波市経済の発展と基盤強化を図ることを目的としています。

【 対 象 】

- (1) 兵庫県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って、企業立地等設備投資を行うもの
※企業立地とは…事業の用に供する工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途変更を含む）を行うこと。
- (2) 土地、家屋、構築物の合計取得額が1億円を超えるもの（農林漁業関連事業者については5,000万円を超えるもの）
- (3) 基本計画の同意の日（平成30年9月28日）から5年以内に対象施設を設置した者で、家屋、構築物、償却資産またはこれらの敷地である土地が対象
※土地に関しては、平成30年9月28日以後に取得したものであって、取得の日の翌日から1年以内に、その土地に建物又は構築物の建設着手があったものに限る。

【 期 間 】

課税免除の期間：3カ年

【 申 請 手 続 き 】

①兵庫県知事による地域経済牽引事業計画の承認

※【事業着手前に兵庫県知事の事業計画承認が必要です】

確認先：兵庫県産業立地室 (078-362-4154)



（操業開始した日以後、最初の1月1日を賦課期日とする年度から）

②課税免除の申請（※毎年1月31日まで）

固定資産税課税免除申請書に必要書類を添えて丹波市財務部税務課（丹波市役所本庁）まで提出してください。

（参考）固定資産税課税免除申請書に添付いただく書類は下記のとおりです。

- ・不動産用登記事項証明書及び法人の場合は履歴事項全部証明書
- ・家屋平面図及び償却資産配置図
- ・建築工事請負契約書の写し
- ・所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し
（法人の場合は確定申告後に速やかに提出してください）
- ・地域経済牽引事業計画の承認を示す書類
- ・事業所の経歴、事業の内容を示した書類
（会社の経歴書、パンフレット等）



③課税免除の決定

書類審査及び現地調査等の後、税務課より固定資産税課税免除可否決定通知書を送付します。

お問い合わせ先	： 丹波市 産業経済部 新産業創造課 企業誘致係
	Tel (0795)74-1464 Fax (0795)74-1055
	丹波市 財務部 税務課 資産税係
	Tel (0795)82-2003 Fax (0795)82-1821